

介護保険料が変わります



▲皆さんの保険料は、多くの介護サービスに使われている(写真は、特別養護老人ホーム福寿苑)

平成26年度には、市内の高齢化率が31・1割になると予想され、高齢者への福祉施策がますます重要となつていきます。市では、「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を理念に第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(本年度から平成26年度まで)を策定し、保険料の基準月額を、5109円としました。

ここでは、皆さんに影響ある保険料と主な事業についてお知らせします。

□問い合わせ 高齢福祉課 26-2111(内線123・126)

■介護保険制度 社会全体で介護を担う

介護保険制度は、平成12年4月から実施された制度で、急速に進行する少子高齢化により介護の担い手を社会全体で対応するものです。この制度では、利用者がサービスを選択し事業者との契約で利用します。

■仕組み

保険料の納め方と利用
介護保険の被保険者(保険加入者)は、40歳以上の方です。

65歳以上の方の保険料の納め方は年金からの天引き(特別徴収)からと納付書や口座引き落とし(普通徴収)による場合に分かれます。

また40歳から64歳の方の保険料は、市へ直接納めず、医療保険と一緒に納めます。

65歳以上の方は、日常生活を営むのに常に介護を要する状態や、日常生活に支援が必要となった場合、40歳から64歳の方は、初老期認知症や脳血管疾患などの老化による16の病気が原因で、要介護や要支援状態となったときに、認定を経て介護保険のサービスを利用できます。

■財源

65歳以上の負担は21%

要介護認定を受けた方が介護サービスを利用した費用(給付費)のうち、1割は利用者が負担します。残りの9割を65歳以上の方の保険料で

21割、40歳から64歳の方の保険料で29割、国25割、県12・5割、市12・5割を負担します。

昨年度までは、65歳以上の方が20割、40歳から64歳の方が30割となっていました。法改正により本年度から負担割合が変わりました。

保険料は、介護サービスを利用した費用(給付費)の他、要介護状態にならないために、5割のような事業で介護予防を行ったり、高齢者の権利擁護や家族介護の支援などを行ったりする地域支援事業にも使われています。

■見直し 保険料の決め方

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直すことになっています。第5期介護保険事業計画(平成24-26年度)では、高齢者人口の推移や今後のサービス確保を見込み、それを運営するためにどれくらいの保険料が必要かを検討して、一人当たりの負担を算出し、65歳以上の方の保険料を定めました。

保険料は、より所得に応じた保険料とするため、所得段階区分を9段階から11段階としました。本市の基準月額(第6段階)は5109円、年額6万1300円です。

本年度の65歳以上の方の保険料は、6月下旬に郵送でお知らせします。

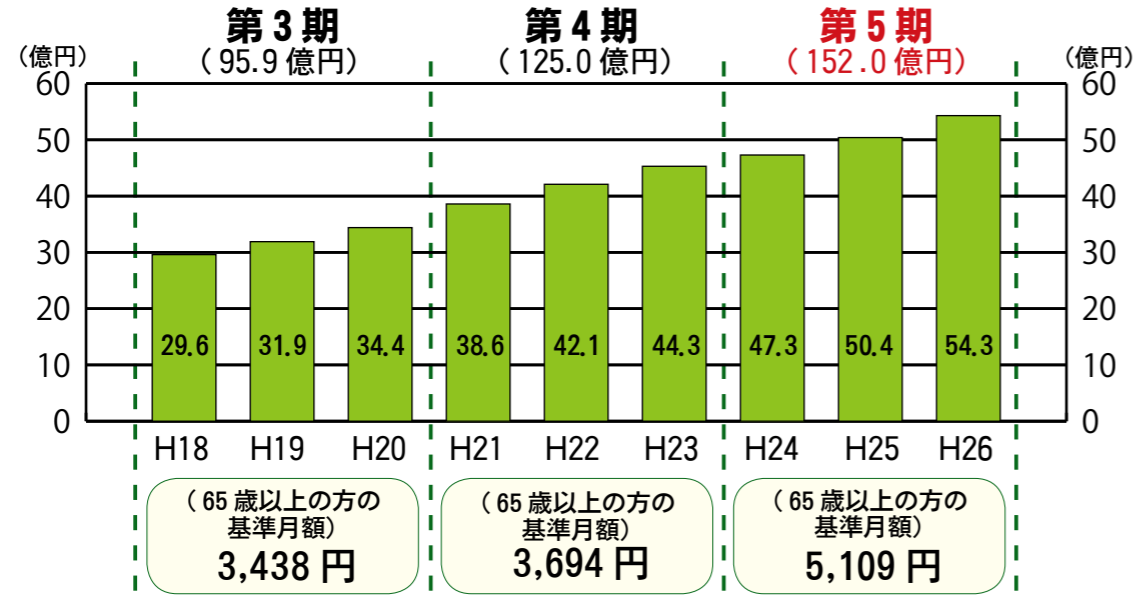
平成24年度から26年度までの介護保険料

所得段階	所得などの条件	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	15,300円
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	27,500円
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下の方	39,800円
第4段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方	42,900円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる方で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	57,000円
第6段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる方で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	61,300円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	72,300円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	80,900円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	99,300円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	104,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	116,400円

介護給付の実績と見込み

拡大する給付費と高まる介護保険料

給付費は、介護サービスに必要なお金のうち、1割の自己負担額を除いた金額をいいます。市の給付費は年々増加傾向にあります。第5期となるこれからの給付費も、介護報酬や認定者数の増加などから約152億円になることが予想されます。給付費が増えると、その21割を負担する65歳以上の方の保険料が上がります。



生き生きと暮らすための 高齢者福祉事業

市の高齢者人口が増加する中、高齢者世帯や独り暮らしの高齢者も増加しています。今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすために、介護予防を重点に自らの健康を守る人づくりと、人と人とのつながりを大切にしたい地域で支える仕組みづくりを目指します。

■高齢者福祉・介護保険事業計画 四つの柱で事業を推進

市は、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、生活支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、サービスの向上など、介護保険制度の健全な運営に努めます。

「自助・共助・公助」の考え方のもと市民と行政が協働し、地域での支え合い活動を推進することで、高齢者を取り巻く生活課題にきめ細かく対応します。

同計画の詳細は、市役所情報公開コーナーや各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。また市ウェブサイトで(<http://www.city.ana.lg.jp/>)でも公開しています。

【四つの柱】
□高齢者が生きがいを持って暮らす
高齢者の生きがいづくりの一環として、主体的な学習活動やスポーツ、

レクリエーション、地域活動などを通じた生涯学習活動を進めます。

□高齢者がいつまでも元気で暮らす
心身の変化や健康の大切さの認識を深め、生活習慣病予防や介護予防、食生活習慣や運動不足に起因する病

気や寝たきりなどの予防、認知症予防対策を充実します。
□住み慣れた地域で安心して暮らす
住み慣れた地域で支え合う仕組みを構築し、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう日常生活への支援を促進します。また災害など緊急時における地域での見守り体制づくりを進めます。

□介護を受けながら安心して暮らす
要介護状態に応じた必要なサービスが受けられ、地域で安心して住み続けられるよう、地域密着型のサービスの提供体制を充実します。要介護状態に応じた居宅サービスなどの提供や支援、介護者への支援を充実

地域の見守りネットワーク

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者が増加している中、地域との関わりが少なく、社会的にも孤立しがちな高齢者を、身近な地域で見守り支え合う仕組みづくりを進めます。

ポイントは さりげない気づきです

あなたは、身近に住んでいる高齢者について、日常生活や仕事の中で「あれ?」「おかしいな?」と感じたことはありませんか。そのような小さな「気づき」がとても大切です。
下のような状況があるときは、地域包括支援センターや地域の民生委員に連絡してください。
独り暮らしの高齢者などが万が一の事態に備えるために、右のような医療情報や緊急連絡先などが分かる「安心お守りキット」を設置。今後は、内容の更新などで地域の協力体制も必要になってきます。

- 【注意する点】
- 郵便物や新聞が郵便受けにたまっている
 - 家を訪問しても、顔を出してくれない
 - 夜になっても家に明かりが付かない
 - 最近、外出している姿を見掛けなくなった
- 連絡先 地域包括支援センター 電話番号 26-2111 (内線 126)



▲安心お守りキットを設置

保険料の一部で行う介護予防

介護保険料の一部は、高齢者がいつまでも健康で生き生きと暮らしていくために、健康づくりや介護予防、認知症予防に向けた取り組みに使われています。みんなで介護予防や認知症予防事業に参加することで、介護保険サービスの利用を少なくし、介護保険料を増やさないことが大切です。

介護を予防する主な事業

○高齢者等温泉施設利用助成券の発行

高齢者の閉じこもり防止と介護予防を図るため、市内の温泉施設を利用した際に、1回の利用に対して300円の助成を行っています。ただし、事前の利用申請が必要です。



水中運動教室▲

○いきいき健康教室、サロン活動への講師の派遣

健康づくりや介護予防に取り組んでいる老人クラブなどに、運動指導士や音楽療法士、看護師、歯科衛生士、作業療法士などを派遣し、健康相談や口腔機能改善指導、運動機能訓練の指導などを行います。

○介護予防教室の開催

身近な地域で健康づくりや認知症予防を目的に、水中運動教室や転倒骨折予防教室、健康体操教室、回想法を活用した思い出サロンを開催します。

○おしゃべりパートナーの派遣

地域社会との交流が乏しい高齢者の話し相手におしゃべりパートナーを派遣することによって、高齢者の孤独感を取り除き、認知症の進行や孤独死などを未然に防止できるよう取り組みます。



いきいき人生川柳の表彰を受ける西尾雅子さん▲

○思い出列車の運行

明知鉄道を利用して明智回想法センターを見学し、回想法による仲間づくりや交流で、閉じこもり防止や認知症予防に取り組みます。

○認知症予防シンポジウムの開催

認知症を理解しその予防や取り組みについて、シンポジウムを開催します。また介護予防川柳を募集し、介護予防に対する認識を高めます。

活動団体 をさまざまな活動を支援

世代間交流など地域との関わりから、高齢者の生きがい活動への参加を図り、元気で生きがいを持って活躍できるよう支援します。高齢者の知識や経験を生かす場の確保が、高齢者の生きがいにつながります。

□老人クラブへの参加促進
市内に1200の老人クラブがあり、約75000人の高齢者が、地域の清掃活動や花壇作り、子どもの見守りなどのボランティア活動や介護予防、健康づくり、仲間づくりなどに取り組んでいます。

□シルバー人材センターの登録
高齢者がこれまでに培った豊かな経験や知識、技能を生かしながら、いつまでも元気で働くために、就業機会を確保し、活躍する場を創出します。

□三学の精神に基づいた生涯学習の取り組み
高齢者の学ぶ意欲を支えるため、「生きがい大学」や「公民館講座」などの学ぶ機会を提供し、さまざまな学習機会の情報を発信します。

□まちづくり活動への参画
地域で高齢者が高齢者を相互に支え合う基盤づくりが必要です。加速する高齢社会で共に支える仕組みづくりを、市民と共に取り組みます。